



三重県公報

令和8年5月15日 (金)

第 719 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
328	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
329	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
330	児童福祉法施行細則第22条の規定により、児童福祉法第50条第5号に規定する費用について徴収する額を定めた旨の一部を改正する告示	(子どもの育ち支援課)	2
331	児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額の一部を改正する告示	(児童相談支援課)	2
332	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	3
333	同件	(同)	3
334	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	4
335	同件	(同)	5
336	同件	(同)	6
337	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	8
338	臨港地区の指定及びその関係書類の縦覧	(港湾・海岸課)	8
339	臨港地区内の分区の指定の一部を改正する告示	(同)	9
公 安 委 告 示			
12	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公安委員会)	9
公 告			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(スポーツ推進課)	10
	土地改良区役員の就任の届出	(農地調整課)	11
	土地改良区役員の退任の届出	(同)	11
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	11
	同件	(同)	11
	同件	(同)	12
	同件	(同)	13
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	土地改良事業の工事の完了	(同)	15
	基本測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	15
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	15
	同件	(同)	15
	同件	(同)	15
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(企業庁)	16

告 示

三重県告示第 328 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470803194	訪問介護 すずや	三重県伊勢市浦口三丁目 10 番 7 号	合同会社蒼	令和 8 年 5 月 1 日	訪問介護
2470102878	ハートフルキャスト桑名 訪問介護	三重県桑名市和泉 8 丁目 264-3	株式会社グローバルキ ャスト	令和 8 年 5 月 1 日	訪問介護
2460190453	ハートフルキャスト桑名 訪問看護	三重県桑名市和泉 8 丁目 264-3	株式会社グローバルキ ャスト	令和 8 年 5 月 1 日	訪問看護
2460590702	精神科訪問看護ステーシ ョンつなぐ	三重県津市下弁財町津興 725-2	Y J A P A N株式会社	令和 8 年 5 月 1 日	訪問看護
2460190446	訪問看護ステーション空 -S O R A-	三重県桑名市松ノ木 2 丁 目 15-18	合同会社B r e a t h	令和 8 年 5 月 1 日	訪問看護
2470507035	ショートステイ 渋見苑	三重県津市渋見町 42 番 地 1	社会福祉法人長茂会	令和 8 年 5 月 1 日	短期入所生活 介護
2470507027	福祉用具レンタルフクジ ュソウ	三重県津市八町 1 丁目 2-12	和合同会社	令和 8 年 5 月 1 日	福祉用具貸 与

三重県告示第 329 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2460590702	精神科訪問看護ステーシ ョンつなぐ	三重県津市下弁財町津興 725-2	Y J A P A N株式会社	令和 8 年 5 月 1 日	介護予防訪 問看護
2460190446	訪問看護ステーション空 -S O R A-	三重県桑名市松ノ木 2 丁 目 15-18	合同会社B r e a t h	令和 8 年 5 月 1 日	介護予防訪 問看護
2470507035	ショートステイ 渋見苑	三重県津市渋見町 42 番 地 1	社会福祉法人長茂会	令和 8 年 5 月 1 日	介護予防短 期入所生活 介護
2470507027	福祉用具レンタルフクジ ュソウ	三重県津市八町 1 丁目 2-12	和合同会社	令和 8 年 5 月 1 日	介護予防福 祉用具貸与

三重県告示第 330 号

児童福祉法施行細則第 22 条の規定により、児童福祉法第 50 条第 5 号に規定する費用について徴収する額を定めた旨（平成 31 年三重県告示第 229 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行し、改正後の規定は、令和 8 年 4 月分以降に係る費用徴収について適用します。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

表の備考 2(4)中「第 41 条第 25 項」を「第 41 条第 22 項」に、「附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

三重県告示第 331 号

児童福祉法施行細則第 22 条の規定による徴収額（令和 3 年三重県告示第 233 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行し、改正後の規定は、令和 8 年 4 月分以降に係る費用徴収について適用します。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

表 1 の備考 1 中「附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

表 2 の備考 2(1) 中「附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

三重県告示第 332 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

板谷 友次

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町石名原字澤 489

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 333 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

東 真美

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町小浦字小籠 128 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

加藤 進

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町三浦字大瀬 591 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の氏名

平野 貴之

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町十須字大河内 636 の 17、636 の 27 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 334 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテUNY鈴鹿店
鈴鹿市南玉垣町 3628 ほか 12 筆

- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番地 10 号	鈴木 康介
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 1-7-7	舟橋 浩司
B-Rサーティワン アイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号	ジョン・キム
化粧品のみじや株式会社	三重県鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
株式会社クレイン	東京都港区南青山 5-6-26 青山 246 ビル 5F	新垣 純
NICリテールズ株式会社	東京都千代田区神田駿河台四丁目 3 番地	近藤 純哉
株式会社イトバンク	滋賀県大津市一里山五丁目 35-9	武田 浩成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番地 10 号	鈴木 康介
日本商業施設株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番 1 号	平田 一馬
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
ジーエット株式会社	東京都杉並区梅里 1-7-7	石野 孝司
B-Rサーティワン アイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号	ジョン・キム
化粧品のみじや株式会社	三重県鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
株式会社クレイン	沖縄県中頭郡中城村字久場 1963 中城モール 1F ジュエルカフェ	新垣 純
株式会社デライトアップ	東京都足立区千住 1-4-1	中込 眞次

- 3 変更年月日
令和 7 年 11 月 30 日
- 4 変更理由
店舗入替等に伴う小売業者の追加・変更等のため
- 5 届出の日
令和 8 年 4 月 21 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 5 月 15 日から同年 9 月 15 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 335 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ

き事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年5月15日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNY嬉野店
松阪市嬉野中川新町4丁目205番地

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目19番地10号	鈴木 康介
株式会社不二家神戸	兵庫県神戸市西区高塚台5丁目4番地1	八木 隆之
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内11丁目94	伊藤 伸哉
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治
株式会社ペグ	愛知県名古屋市中区錦二丁目11番5号	松田 敏彦
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉浦 克典
MXモバイルリング株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2番24号	小林 圭史

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目19番地10号	鈴木 康介
株式会社不二家	東京都文京区大塚2丁目15番6号	河村 宣行
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内11丁目94	伊藤 伸哉
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治
株式会社ペグ	愛知県名古屋市中区錦二丁目11番5号	松田 敏彦
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉浦 克典
MXモバイルリング株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2番24号	小林 圭史

3 変更年月日

令和7年6月1日

4 変更理由

店舗入替等に伴う小売業者の追加・変更のため

5 届出の日

令和8年4月21日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年5月15日から同年9月15日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第336号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日か

ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年5月15日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテUNY名張店
名張市下比奈知字黒田 3002 番地 ほか 20 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目19番地10号	鈴木 康介
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座1-19-7 JRE銀座一丁目イーストビル6階	丸山 雅史
株式会社御菓子司 さわ田	三重県名張市箕曲中村81番地	澤田 浩幸
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 英介
g f . s 株式会社	岐阜県岐阜市金町六丁目21番地 岐阜ステーションビル6F	内野 伸彦
オキツモ流通株式会社	三重県名張市箕曲中村18番地の2	山中 重治
株式会社田村	三重県名張市東町1743番地	田村 禎規
株式会社ウイックス	大阪府大阪市都島区都島北通1丁目9番23号	上堀 高弘

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目19番地10号	鈴木 康介
日本商業施設株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	平田 一馬
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座1-19-7 JRE銀座一丁目イーストビル6階	丸山 雅史
株式会社御菓子司 さわ田	三重県名張市箕曲中村81番地	澤田 浩幸
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 英介
g f . s 株式会社	岐阜県岐阜市金町六丁目21番地 岐阜ステーションビル6F	青木 英司
オキツモ流通株式会社	三重県名張市箕曲中村18番地の2	山中 重治
株式会社田村	三重県名張市東町1743番地	田村 禎規
株式会社ウイックス	大阪府大阪市都島区都島北通1丁目9番23号	上堀 高弘
楽天トータルソリューションズ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	染川 芳宏

3 変更年月日

令和7年7月1日

4 変更理由

店舗入替等に伴う小売業者の追加・変更等のため

5 届出の日

令和8年4月21日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年5月15日から同年9月15日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第337号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により、四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年5月15日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

日永カヨーショッピングセンター

四日市市日永四丁目2番41号

2 四日市市から聴取した意見

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

意見無し

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

意見無し

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 交通安全の確保：店舗近隣は南中学校・日永小学校区であり、児童生徒の通学路や行動範囲が来客及び業者車両の走行経路と重複するため、車両走行時の安全確保を徹底すること。

② 土壌汚染対策：3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手30日前までに「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」を環境保全課に提出するとともに、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2の規定に基づき、土地履歴等の調査を行うこと。

③ 騒音・振動対策：騒音規制法、振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例の規定に基づき、必要な届出を環境政策課に行うこと。また、当該敷地境界において規制基準を遵守するために必要な措置を講じること。

④ 環境関連法令の遵守：その他、環境関連法令等に該当する施設を設置する場合は、事前に環境政策課と協議を行うこと。

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 環境負荷の低減：来店車両及び搬入車両等のアイドリング禁止を徹底し、駐車場から発生する排出ガスや騒音の軽減に努めること。

② 苦情への対応：搬入車両の入庫作業及び荷捌きにあたっては、近隣からの苦情が発生しないよう十分に配慮し、実際に苦情が発生した際には真摯に対応すること。

(5) その他

① 青少年の健全育成：青少年の見守り活動等に協力すること。

② パトロールへの協力：こども未来課青少年育成室の補導員等による街頭パトロール巡回に際しては、その活動を理解し、協力を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和8年5月15日から同年6月15日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第338号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、的矢港臨港地区を指定したので、同条第8項の規定により、次のとおり告示し、当該臨港地区の関係図書を告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和8年5月15日

三重県知事 一見勝之

1 臨港地区指定をした区域

的矢港

関係図面において表示します。

2 縦覧場所

三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県志摩建設事務所

三重県告示第 339 号

臨港地区内の分区の指定（昭和 54 年三重県告示第 118 号）の一部を次のように改正します。

なお、この告示による関係図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

「	6	同	的矢港	漁港区	鳥羽市畔蛸町字前浜の一部	1.7	を
」							
「	6	同	的矢港	漁港区	鳥羽市畔蛸町字前浜並びに志摩市磯部町三ヶ所字里及び同市磯部町三ヶ所字今里の各一部	1.9	に改める。
」							

公安委告示

三重県公安委員会告示第 12 号

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和 8 年 6 月 26 日（金）	令和 8 年 6 月 1 日（月）から同月 5 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時までの間
2	中型自動車免許	令和 8 年 6 月 26 日（金）	
3	準中型自動車免許	令和 8 年 6 月 25 日（木）	
4	普通自動車免許	令和 8 年 7 月 30 日（木）及び同月 31 日（金）	令和 8 年 7 月 13 日（月）から同月 17 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和 8 年 6 月 25 日（木）	令和 8 年 6 月 1 日（月）から同月 5 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和 8 年 6 月 23 日（火）	
7	普通自動二輪車免許	令和 8 年 6 月 23 日（火）	
8	けん 牽引免許	令和 8 年 6 月 25 日（木）	
9	大型自動車第二種免許	令和 8 年 6 月 24 日（水）	
10	中型自動車第二種免許	令和 8 年 6 月 24 日（水）	
11	普通自動車第二種免許	令和 8 年 6 月 24 日（水）	

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和 8 年 6 月 26 日（金）	令和 8 年 6 月 1 日（月）から同月 5 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時までの間
2	中型自動車免許	令和 8 年 6 月 26 日（金）	
3	準中型自動車免許	令和 8 年 6 月 25 日（木）	

4	普通自動車免許	令和8年6月17日(水)から 同月19日(金)まで
5	大型特殊自動車免許	令和8年6月25日(木)
6	大型自動二輪車免許	令和8年6月23日(火)
7	普通自動二輪車免許	令和8年6月23日(火)
8	牽引免許	令和8年6月25日(木)
9	大型自動車第二種免許	令和8年6月24日(水)
10	中型自動車第二種免許	令和8年6月24日(水)
11	普通自動車第二種免許	令和8年6月24日(水)

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地
三重県警察本部交通部運転免許センター

3 申請手続

次のいずれかの方法で、申請してください。

(1) 書面での申請

窓口で申請を行う場合は、審査申請書に審査細目免除者であることを証する書面（該当者のみ）を添付の上、下記申請先へ提出し、申請者本人であることが確認できる運転免許証又はマイナ免許証を提示してください。

郵送により提出する場合は、審査申請書に審査細目免除者であることを証する書面（該当者のみ）を添付の上、下記申請先へ郵送し、審査実施日に申請者本人であることが確認できる運転免許証又はマイナ免許証を持参の上、提示してください。

※ 審査申請書は、下記申請先で配布します。

申請先
三重県津市垂水 2566 番地
三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係

(2) オンラインでの申請

e-G o v 電子申請（デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイトをいいます。）から必要事項を入力し、申請用写真及び審査細目免除者であることを証する書面（該当者のみ）を添付して申請してください。

また、審査実施日に申請者本人であることが確認できる運転免許証又はマイナ免許証を持参の上、提示してください。

(3) 審査手数料の納付方法

審査に必要な手数料を審査実施日にお知らせしますので、三重県収入証紙で納付してください（三重県収入証紙は、現金でのみ購入できます。）。

4 問合せ先

不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

公 告

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 8 年 4 月 23 日に次の者を表彰しました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之
競 技
パラアイスホッケー
スキークロス

区 分	名 前	
三重県スポーツ栄誉賞	河原 優星	
三重県スポーツ優秀賞	小林 竜登	

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

橿田上土地改良区（松阪市豊原町 1077 番地 1）

就任理事

松阪市菅生町 50 番地

橋 本 美佐子

〃 豊原町 524 番地

山 本 直 美

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）

退任理事

度会郡玉城町妙法寺 426 番地

辻 村 修 一

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

漕代土地改良区（松阪市早馬瀬町 86 番地 2）

退任理事

松阪市法田町 210 番地

森 西 保 芳

就任理事

松阪市法田町 220 番地

村 林 満

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

松阪東黒部土地改良区（松阪市東黒部町 628 番地 3）

退任理事

松阪市蓮花寺町 36 番地

神 部 明 和

〃 柿木原町 188 番地

浅 沼 政 信

〃 土古路町 338 番地

北 川 誠

〃 出間町 26 番地

長谷川 清

〃 〃 44 番地

西 川 律 子

〃 大垣内町 56 番地

山 崎 健 二

〃 神守町 68 番地

鈴 木 浩 三

〃 牛草町 31 番地

松 本 泰

〃 乙部町 181 番地

飯 田 英 生

〃 東黒部町 323 番地

珠 道 利 行

〃 〃 424 番地

高 畑 清 治

〃 〃 402 番地

山 本 實

〃 〃 544 番地

鈴 木 慎 也

〃 〃 676 番地

芦 田 保

〃 〃 1059 番地

鈴 木 正 司

松阪市東黒部町 999 番地	西 出 和 弘
〃 〃 498 番地	鈴 木 まち子
退任監事	
松阪市柿木原町 2-4	鈴 木 雅 博
〃 垣内田町 148 番地	西 原 久 雄
〃 土古路町 343 番地	浅 沼 豊 司
就任理事	
松阪市蓮花寺町 36 番地	神 部 明 和
〃 柿木原町 180 番地	浅 沼 孝 也
〃 土古路町 361 番地	西 川 昌 宏
〃 出間町 46 番地	神 戸 義 彦
〃 〃 44 番地	西 川 律 子
〃 大垣内町 63 番地	南 康 司
〃 神守町 26 番地	乾 員 政
〃 牛草町 17 番地	神 部 明
〃 乙部町 184 番地	鈴 木 正 明
〃 東黒部町 320 番地	中 西 修
〃 〃 381 番地	高 畑 治
〃 〃 418 番地	芦 田 常 三
〃 〃 544 番地	鈴 木 慎 也
〃 〃 595 番地	関 守 勤
〃 〃 647-7 番地	奥 村 晃 久
〃 〃 498 番地	鈴 木 まち子
愛知県豊田市井上町 2-41-20	飯 岡 佑 太
就任監事	
松阪市出間町 25 番地	木 本 昭 一
〃 垣内田町 148 番地	西 原 久 雄
〃 柿木原町 2-4	鈴 木 雅 博

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）

退任理事

鈴鹿市庄野東一丁目 15 番 33 号	須 藤 善 信
〃 甲斐町 269 番地	藪 田 雅 也
〃 弓削一丁目 13 番 5 号	沢 田 正 寛
〃 須賀一丁目 3 番 19 号	岡 田 昇
〃 竹野二丁目 5 番 23 号	鈴 木 常 明
〃 河田町 344 番地の 7	西 川 光 治
〃 西条一丁目 12 番 26 号	生 川 宗 敬
〃 三日市一丁目 10 番 26 号	山 中 進
〃 矢橋一丁目 16 番 28 号	矢 田 俊 介
〃 東玉垣町 1065 番地	和 田 康 男
〃 北玉垣町 713 番地の 3	西 嶋 将 美
〃 土師町 550 番地	瓜 生 和 郎
〃 上箕田一丁目 20 番 23 号	杉 本 政 紀
〃 下箕田町二丁目 17 番 19 号	一 尾 信 由
〃 高岡町 847 番地	稲 田 利 幹

鈴鹿市一ノ宮町 612 番地
 // 池田町 1469 番地
 // 長太栄町三丁目 5 番 40 号
 // 長太旭町四丁目 20 番 31 号
 // 神戸六丁目 2 番 2 号
 // 若松北二丁目 6 番 19 号
 // 若松東一丁目 2 番 32 号

四日市市楠町南川 511 番地
 鈴鹿市西条三丁目 4 番 1 号

退任監事

鈴鹿市十宮一丁目 16 番 11 号
 // 柳町 575 番地
 // 高岡台四丁目 6 番 5 号
 // 南江島町 16 番 10 号

就任理事

鈴鹿市庄野東一丁目 15 番 33 号
 // 甲斐町 269 番地
 // 平田本町二丁目 7 番 27 号
 // 須賀一丁目 3 番 19 号
 // 野辺一丁目 9 番 29 号
 // 河田町 344 番地の 7
 // 西条一丁目 12 番 26 号
 // 三日市一丁目 10 番 26 号
 // 矢橋一丁目 16 番 28 号
 // 東玉垣町 1065 番地
 // 北玉垣町 742 番地
 // 土師町 550 番地
 // 上箕田一丁目 20 番 23 号
 // 下箕田町二丁目 7 番 10 号
 // 高岡町 847 番地
 // 一ノ宮町 612 番地
 // 池田町 1502 番地
 // 長太栄町三丁目 5 番 40 号
 // 長太旭町四丁目 20 番 31 号
 // 神戸六丁目 2 番 2 号
 // 若松北二丁目 6 番 19 号
 // 若松中二丁目 1 番 14 号

四日市市楠町南川 511 番地
 鈴鹿市西条三丁目 4 番 1 号

就任監事

鈴鹿市十宮一丁目 16 番 11 号
 // 柳町 575 番地
 // 高岡台四丁目 6 番 5 号
 // 上野町 772 番の 3

北川輝久
 坂倉秀樹
 見取信行
 田中雅彦
 椿井義一
 間崎孝至
 岩崎利明
 荒木昌俊
 末松則子

岡田秀樹
 加藤正治
 森雅之
 山路真次

須藤善信
 藪田雅也
 平田義孝
 岡田昇
 川北和義
 西川光治
 生川宗敬
 山中進
 矢田俊介
 和田康男
 岡本祥一
 瓜生和郎
 杉本政紀
 矢田栄英
 稲田利幹
 北川輝久
 北川幹生
 見取信行
 田中雅彦
 椿井義一
 間崎孝至
 岩崎吉彦
 荒木昌俊
 末松則子

岡田秀樹
 加藤正治
 森雅之
 岡田匡人

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

徳原土地改良区（亀山市川崎町 1932 番地）

退任理事

亀山市川崎町 4755 番地 1	島田 学
〃 〃 1948 番地 1	谷口 広幸
〃 〃 2029 番地	佐久間 清文
〃 〃 1947 番地	水野 千昭
〃 〃 2035 番地	富田 久
〃 〃 3211 番地	谷口 嘉弘

退任監事

亀山市川崎町 1971 番地	中野 滋
鈴鹿市東庄内町 539 番地	藤村 泰生

就任理事

亀山市川崎町 1867 番地	水野 良夫
〃 〃 1945 番地	山口 勝己
〃 〃 1932 番地	谷口 重孝
〃 〃 1936 番地	谷口 眞一
〃 〃 1981 番地	水野 恵子
〃 〃 1548 番地 3	平川 孝

就任監事

亀山市川崎町 3089 番地	鈴木 一
鈴鹿市東庄内町 910 番地	草川 佳之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、桜土地改良区（四日市市桜町 8502 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、松阪西黒部土地改良区（松阪市高須町 4649 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、須賀井土地改良区（松阪市嬉野権現前町 423 番地 2）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、玉垣土地改良区（鈴鹿市東玉垣町 1386 番地の 5）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、寺井池土地改良区（鈴鹿市下大久保町 4340 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、片野土地改良区（多気郡多気町片野 1250 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業名	地区名	工事完了年月日
農村地域防災減災事業（ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 小規模）	馬菖溜地区	令和 7 年 3 月 10 日
農村地域防災減災事業（ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 小規模）	新溜（田口）地区	令和 7 年 3 月 11 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 8 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業地域
三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 4 月 15 日から同年 6 月 30 日まで
- 3 作業地域
桑名市上之輪新田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 4 月 23 日から令和 9 年 1 月 29 日まで
- 3 作業地域
度会郡大紀町野原

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 5 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 4 月 23 日から令和 9 年 1 月 29 日まで
- 3 作業地域

度会郡大紀町野原

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により公告します。

令和8年5月15日

三重県企業庁長 生 川 哲 也

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

水道用ポリ塩化アルミニウム 620,000 k g

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで

(4) 納入場所

播磨浄水場 桑名市大字播磨字焼尾 1798

水沢浄水場 四日市市水沢町字西野 252-62

大里浄水場 津市大里山室町 1751

高野浄水場 津市一志町高野 1996

多気浄水場 多気郡多気町相可 1710

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年6月12日（金）14時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
 - (4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県企業庁企業財務課予算・資産班 担当 小田
電話 059-224-2829 ファクシミリ 059-224-3045
 - (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から令和8年6月25日(木)まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年6月15日(月)までに本システム上で通知を行います。
イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年6月15日(月)までに通知書を発送します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年6月25日(木)14時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和8年6月25日(木)14時
なお、入札書は令和8年6月16日(火)から令和8年6月25日(木)14時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県企業庁企業財務課予算・資産班
案件名 令和8年度第2期(7~9月)薬品単価契約(水道用ポリ塩化アルミニウム)
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 令和8年6月25日(木)14時5分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県企業庁企業財務課
 - (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札金額は、薬品1キログラムあたりの単価(消費税及び地方消費税を除いた額とし、円未満は小数点以下第2位まで設定してください。なお、免税事業者にあつては、希望単価に110分の100を乗じた額としてください。)に購入予定数量を乗じた額とします。
イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程(平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「規程」という。)第158条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 166 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 166 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第 156 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 162 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

620,000kg of Polyaluminum chloride for drinking water treatment

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, June 25, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, June 16, 2026 and 2:00 P.M. on Thursday, June 25, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:05 P.M. on Thursday, June 25, 2026.

(4) Managing Authority:

Public Utilities Finance Division, Mie Prefecture Public Utilities Agency

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2829

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
